

明治大学阿部英雄研究奨励金実施報告書

※所属・学年は2024年度のものです。

ふりがな 氏 名	な お い た い が 直 井 大 河	所 属	大学院文学研究科史学専攻西洋史学専修博士後期課程1年
研究課題	ナチ期ウィーンの「ユダヤ混血婚家族」に対する人種政策の論理と展開に関する歴史学的研究 ーウィーン・ナチ当局内部の権力関係に注目してー		
【研究目的】 本研究の目的は、1938年から1945年までのナチ期ウィーンにおいて、「ユダヤ混血婚家族」(jewish mixed married family) に対して行われたナチ人種政策の論理と展開を、主にナチ当局側の同時代史料から明らかにすることにあつた。「ユダヤ混血婚家族」とは、ナチ・ドイツがユダヤ系住民とドイツ系住民との婚姻を、「ユダヤ人」と「ドイツ人」の「混血婚」として人種主義的に定義した差別用語であり、これに該当した家族は迫害の下に晒された。1938年3月にナチ・ドイツに併合されたオーストリアでも同様の措置が取られ、特に、約20万人のユダヤ系住民を抱えたウィーンでは、「ユダヤ人」に対する迫害が急速に進行する。その一方で、「ユダヤ混血婚家族」が「ユダヤ人」と「ドイツ人」のどちらに属するのかをめぐるのは、ナチ当局内部で激しい論争となり、しばしばナチ人種政策の方針に多くの矛盾をもたらしたとされる。それゆえ彼らは、ナチ期ウィーン社会の枠組みとなった人種的境界の論理とその矛盾を捉える上で重要な手がかりを提示してくれるのである。 ナチ期ウィーンに関する先行研究では、「ユダヤ人」と「ドイツ人」の関係が重視され、いわば両者の狭間に立たされた「ユダヤ混血婚家族」は等閑視されてきた。2010年代からようやく彼らのエゴ・ドキュメントを駆使した経験史研究が行われ始め、迫害実態が明らかになりつつある。だが、「ユダヤ混血婚家族」をめぐるナチ当局内部の権力関係や人種政策の立案・実行過程に関しては研究が手薄であるため、彼ら家族に対する迫害がどのような過程を経たのかについては不明な点が多い。 そこで本研究は、これまで経験史の枠組みで研究されてきた「ユダヤ混血婚家族」の迫害の歴史を、ナチ・ドイツおよびウィーン・ナチ当局内部の権力関係や人種政策の過程と紐づけながら捉え直した。これにより、「ユダヤ混血婚家族」をめぐるウィーン・ナチ当局の動向が、彼ら家族やウィーン社会に対してどのような影響を与えたのかを考察することを目指した。その際、『帝国官房文書』や『ウィーン・ゲスターポ日報』などの政策実行者側の史料から、「ユダヤ混血婚家族」の帰属をめぐる問題がどのように論争化され、その後いかなる政策によって対処されたのかを検討した。			

【研究成果】

本研究の結果、ナチ当局は当初、「ユダヤ混血婚家族」をドイツ国民の共同体に包摂することを一部示唆したが、徐々に彼らを「ユダヤ人」として扱う急進的政策に移行したことが明らかになった。その結果、彼ら家族に対する政策過程は、混乱期(1938～40年)、大規模強制移送期(1941～42年)、そして迫害急進化期(1942～45年)の時期におおむね区分できることを明らかにした。

まず、混乱期は、「ユダヤ混血婚家族」の帰属をめぐる問題が論争化され、彼ら家族の位置づけが「ユダヤ人」と「ドイツ人」の狭間で揺れ動いた時期だったことを解明した。ナチ・ドイツ政権中枢部は当初、「ドイツ人」のみで構成された共同体を構築し、「ユダヤ人」を徹底的に排除することを目指したが、両者の狭間に位置する「ユダヤ混血婚家族」の人種的帰属をめぐっては論争が生じていた。これを受け、1935年にナチ・ドイツはいわゆるニュルンベルク諸法を制定し、「ユダヤ混血婚家族」の分類を行った。同法によれば、本人の祖父母に1人でも「ユダヤ人」がいる場合、その家族は「ユダヤ混血婚家族」と規定された。加えて、祖父母4人のうち2人以下が「ユダヤ人」の場合は「混血児」とされ、その家族は迫害から一定の免除を受けた。さらに後の規定では、従軍やナチ党员としての活動など、ドイツ国民に対する貢献度に応じて彼ら家族がドイツ国民に包摂される可能性が示唆された。

しかし、これらによって両派閥の対立に決着はつかず、彼ら家族の地位は不明瞭なままだった。そうした矛盾が顕著に表れたのが、独逸の中で最大のユダヤ系住民人口（約20万人）を抱えたウィーンである。例えば、38年3月のオーストリア併合の政治的変動に乗じて、ウィーンのナチやそのシンパによるポグロムが発生したが、その犠牲者の中には、「ユダヤ混血婚家族」の「ドイツ人」配偶者や「混血児」も含まれていた。さらに、ウィーン・ナチ当局は、ユダヤ系住民を国外へ徹底的に追放する計画を立てていたため、「ユダヤ混血婚家族」も国外に追放しようとしたり、ナチ・ドイツ本国に対して彼ら家族の地位を「ユダヤ人」と同等にするよう要求したりしていたのである。このことから、混乱期における「ユダヤ混血婚家族」の定義には、現地のナチとそのシンパによる恣意的解釈が介在しており、ナチ・ドイツ本国の規定から逸脱した急進的行動がウィーン・ナチ当局内部に生じていたことを指摘した。

大規模強制移送期には、「ユダヤ人」に対する政策が国外追放から絶滅・強制収容所への強制移送へと変化したことを先行研究と同時代史料から確認した。政策上の転換が起こった要因には、移民受け入れ国との関係悪化と独ソ戦準備の本格化に伴う国外追放政策の頓挫があった。実際に、41年秋には、ナチ・ドイツ支配領域における「ユダヤ人」の国外追放が禁止され、彼ら全員を絶滅・強制収容所へ移送し、殺戮する計画が進行する。そして、42年1月以降、「ユダヤ人」の大規模強制移送が本格化したことを確認した。

そして、迫害急進化期は、人種政策の重心が「ユダヤ人」から「ユダヤ混血婚家族」へと移動する時期であり、混乱期に策定された「ユダヤ混血婚家族」の帰属に関する諸規定は事実上形骸化し、彼らは「ユダヤ人」と同様の措置を受けるようになったことが解明された。特に、『ウィーン・ゲスターポ日報』の逮捕記録を調べたところ、42年末以降、彼ら家族に対する取り締まりが厳しくなり、逮捕者のほとんどが強制移送されたことを明らかにした。以上の成果は学会報告として発表した（【業績1】 【業績2】 【業績3】）。

今後の課題として、本研究では、ウィーン・ナチ当局がしばしばナチ・ドイツ本国の決定から逸脱した急進的政策を行っていたことが明らかにされたが、具体的にどの部局が影響力を持ち、急進的な政策の実行に加担したのかについて明らかにする必要がある。その際、ウィーン・ナチ当局のうち、人種政策に大きな影響力を有したと思われる人種政策局が作成した史料やウィーン各区のナチ党組織が作成した『管区指導部報告書』などを分析する。なお、ウィーン・ナチ当局の史料は来年度、ウィーン市・州立文書館で史料調査を行う予定である。また、将来的には、「ユダヤ混血婚家族」の帰属をめぐる議論および政策が、それ以外の「混血婚家族」に対してどのように敷衍されたのかについて、上記史料やナチ・ドイツ本国の史料を用いて検討し、「混血婚家族」全般に対するナチ人種政策の全体像を明らかにしたい。

【業績一覧】

- (1) 直井大河「ナチ期ウィーンにおける『混血婚家族』の日常史 一人種政策への適応から抵抗へー」第4回WINE次世代支援ワークショップ(旧・若手研究者研究発表会)(第22回研究会)、早稲田大学(zoomオンライン開催) (2024年9月14日)。
- (2) 直井大河「1940年代ウィーンにおけるナチ人種政策の展開ー『混血婚家族』の迫害の諸相からー」2024年度第47回ドイツ現代史学会、九州大学 (2024年9月29日)。
- (3) 直井大河「ナチ期ウィーンにおける『混血婚家族』の住環境の再編」現代史研究会11月例会、中央大学 (2024年11月2日)。